

平成23年度における保険医療機関等の指導・監査等の実施状況

1. 指導の実施状況

(1) 個別指導

区分	医科	歯科	薬局	合計
保険医療機関等	1,428件	1,253件	1,274件	3,955件
保険医等	5,993人	1,900人	1,836人	9,729人

(2) 新規指定個別指導

区分	医科	歯科	薬局	合計
保険医療機関等	2,039件	1,390件	2,205件	5,634件
保険医等	2,297人	1,607人	3,052人	6,956人

(3) 集团的個別指導

区分	医科	歯科	薬局	合計
保険医療機関等	4,742件	5,043件	3,769件	13,554件

2. 適時調査の実施状況

区分	医科	歯科	薬局	合計
保険医療機関等	2,124件	10件	140件	2,274件

3. 監査の実施状況

区分	医科	歯科	薬局	合計
保険医療機関等	100件	45件	16件	161件
保険医等	225人	96人	39人	360人

4. 保険医療機関等の指定取消等及び保険医等の登録取消等の状況

区分	医科	歯科	薬局	合計	
保険医療機関等	指定取消	6件	12件	2件	20件
	指定取消相当	14件	9件	2件	25件
	計	20件	21件	4件	45件
保険医等	登録取消	9人	19人	3人	31人
	登録取消相当	1人	2人	0人	3人
	計	10人	21人	3人	34人

5. 保険医療機関等の指定取消等に係る端緒

- (1) 保険者等からの情報提供 26件 (保険者、医療機関従事者等、医療費通知)
- (2) その他 19件

6. 返還金額の状況

返還金額は、82億9,401万円であった。

- ・ 指導による返還分 20億7,754万円
- ・ 適時調査による返還分 55億8,133万円
- ・ 監査による返還分 6億3,513万円

7. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況等

区分	保険医療機関等 (単位:件)					保険医等 (単位:人)						
	年度	19	20	21	22	23	年度	19	20	21	22	23
個別指導	医科	1,153	1,177	1,227	1,399	1,428	医師	2,033	1,933	1,937	2,282	5,993
	歯科	1,104	1,190	1,337	1,341	1,253	歯科医師	1,232	1,229	1,447	2,040	1,900
	薬局	1,007	1,043	1,102	1,321	1,274	薬剤師	1,183	1,141	1,266	1,698	1,836
	計	3,264	3,410	3,666	4,061	3,955	計	4,448	4,303	4,650	6,020	9,729
新規個別指導	医科	2,183	2,135	2,387	2,219	2,039	医師	2,431	2,329	2,494	2,472	2,297
	歯科	1,365	1,289	1,357	1,390	1,390	歯科医師	1,475	1,309	1,426	1,521	1,607
	薬局	1,707	1,514	1,955	2,263	2,205	薬剤師	1,953	1,497	2,259	2,721	3,052
	計	5,255	4,938	5,699	5,872	5,634	計	5,859	5,135	6,179	6,714	6,956
集団指導	医科	4,537	4,844	5,183	5,332	4,742						
	歯科	3,976	4,505	4,713	5,027	5,043						
	薬局	2,977	3,244	3,358	3,668	3,769						
	計	11,490	12,593	13,254	14,027	13,554						
適時調査	医科	1,387	1,201	1,824	2,099	2,124						
	歯科	17	3	54	0	10						
	薬局	32	16	62	18	140						
	計	1,436	1,220	1,940	2,117	2,274						
監査	医科	59	36	39	98	100	医師	176	107	112	263	225
	歯科	41	30	35	47	45	歯科医師	72	81	86	134	96
	薬局	5	3	11	14	16	薬剤師	13	12	25	38	39
	計	105	69	85	159	161	計	261	200	223	435	360
取消	医科	21	14	3	8	20	医師	19	13	2	7	10
	歯科	27	17	13	12	21	歯科医師	37	26	14	13	21
	薬局	4	2	0	2	4	薬剤師	5	2	0	0	3
	計	52	33	16	22	45	計	61	41	16	20	34

(注) 「取消」欄の平成21年度以降の件数または人数は、取消相当を含む。

取消の端緒	年度	取消保険医療機関等数 (単位:件)				
		19	20	21	22	23
保険者等からの情報提供		37	22	11	12	26
その他		15	11	5	10	19
合計		52	33	16	22	45

(注)平成21年度以降の件数は、取消相当を含めた件数である。

年度	返 還 金 額 (単位:万円)				対前年度比増▲減
	指導によるもの	監査によるもの	適時調査によるもの	合計	
19	235,800	318,908	204,810	759,518	—
20	252,258	113,854	219,136	585,248	▲174, 270
21	212,360	91,543	257,138	561,041	▲24, 207
22	273,106	161,291	320,000	754,397	193, 356
23	207,754	63,513	558,133	829,401	75, 004

8. 保険医療機関等の指導・監査等の実施状況（都道府県別）

都道府県	個別指導				新規個別指導				集団的個別指導				適時調査				監査			
	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計	医科	歯科	薬局	合計
01 北海道	13	11	13	37	43	10	14	67	0	238	165	403	170	0	0	170	6	2	0	8
02 青森	25	18	23	66	12	10	34	56	41	43	43	127	33	0	0	33	1	1	0	2
03 岩手	1	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	20	0	0	20	0	0	2	2
04 宮城	8	8	7	23	0	30	12	42	71	82	75	228	55	0	0	55	3	3	2	8
05 秋田	26	20	21	67	15	10	14	39	33	37	41	111	39	0	1	40	2	1	0	3
06 山形	20	21	20	61	7	10	10	27	39	38	39	116	23	0	0	23	0	1	0	1
07 福島	15	7	9	31	0	0	0	0	32	0	57	89	28	0	0	28	1	0	1	2
08 茨城	45	24	29	98	41	31	73	145	56	114	86	256	27	0	0	27	2	1	0	3
09 栃木	21	27	24	72	26	18	24	68	74	79	57	210	31	0	0	31	2	0	0	2
10 群馬	54	40	22	116	23	18	34	75	86	46	51	183	56	0	0	56	0	0	0	0
11 埼玉	84	87	46	217	102	70	95	267	167	257	178	602	38	0	0	38	1	0	0	1
12 千葉	38	29	29	96	141	108	102	351	195	246	160	601	37	0	0	37	4	1	0	5
13 東京	77	120	138	335	273	201	198	672	584	780	375	1,739	60	2	0	62	5	2	0	7
14 神奈川	58	111	108	277	165	134	104	403	236	375	220	831	39	0	0	39	0	1	0	1
15 新潟	23	13	38	74	17	12	32	61	82	97	82	261	46	0	0	46	3	1	0	4
16 山梨	17	16	15	48	14	4	10	28	23	34	33	90	21	0	0	21	0	0	0	0
17 長野	47	40	31	118	21	12	33	66	97	65	65	227	53	0	0	53	1	0	0	1
18 富山	30	18	14	62	11	9	18	38	47	35	27	109	36	0	16	52	0	1	0	1
19 石川	16	17	12	45	16	6	18	40	45	40	31	116	20	0	10	30	2	1	0	3
20 岐阜	41	8	28	77	37	6	36	79	103	74	75	252	23	0	18	41	1	1	0	2
21 静岡	17	45	31	93	40	29	130	199	161	143	128	432	26	0	33	59	2	2	0	4
22 愛知	57	46	72	175	145	62	163	370	338	288	207	833	42	0	0	42	6	1	0	7
23 三重	37	34	27	98	34	9	30	73	58	68	53	179	34	0	24	58	2	1	1	4
24 福井	17	12	9	38	16	7	15	38	32	20	17	69	34	0	0	34	2	2	0	4
25 滋賀	37	23	17	77	16	13	21	50	46	39	36	121	26	0	0	26	1	0	0	1
26 京都	16	8	31	55	63	43	27	133	175	101	55	331	53	0	0	53	2	1	1	4
27 大阪	24	40	15	79	200	167	223	590	496	424	258	1,178	96	0	0	96	14	1	1	16
28 兵庫	20	26	11	57	146	68	206	420	307	238	176	721	53	0	0	53	19	3	1	23
29 奈良	24	20	16	60	20	11	21	52	69	55	35	159	25	0	0	25	2	1	3	6
30 和歌山	27	20	16	63	17	8	12	37	73	37	32	142	34	0	0	34	1	0	0	1
31 鳥取	23	9	9	41	5	6	4	15	21	17	20	58	18	0	0	18	1	0	0	1
32 島根	24	11	12	47	29	8	21	58	33	22	22	77	28	0	0	28	0	1	2	3
33 岡山	1	3	5	9	6	6	40	52	0	0	51	51	32	0	0	32	3	0	0	3
34 広島	5	2	55	62	48	23	32	103	0	117	113	230	107	8	38	153	0	0	0	0
35 山口	9	12	24	45	42	16	13	71	86	54	59	199	27	0	0	27	1	0	0	1
36 徳島	23	18	14	55	9	6	20	35	45	34	28	107	57	0	0	57	2	0	0	2
37 香川	26	20	18	64	19	15	23	57	51	38	37	126	52	0	0	52	1	0	0	1
38 愛媛	30	29	20	79	21	7	37	65	90	56	38	184	64	0	0	64	3	3	0	6
39 高知	24	15	15	54	14	12	20	46	30	30	29	89	53	0	0	53	2	1	0	3
40 福岡	57	48	66	171	67	84	130	281	292	231	192	715	93	0	0	93	1	8	1	10
41 佐賀	16	17	20	53	13	6	12	31	31	36	39	106	36	0	0	36	0	0	0	0
42 長崎	55	29	25	109	17	12	20	49	55	58	52	165	60	0	0	60	0	1	0	1
43 熊本	53	34	29	116	31	22	32	85	76	68	57	201	46	0	0	46	0	1	0	1
44 大分	31	22	20	73	14	14	18	46	45	43	40	128	53	0	0	53	1	0	1	2
45 宮崎	29	18	20	67	9	7	19	35	35	37	40	112	33	0	0	33	0	0	0	0
46 鹿児島	54	32	31	117	4	9	24	37	51	65	58	174	53	0	0	53	0	1	0	1
47 沖縄	33	25	19	77	29	21	31	81	35	44	37	116	34	0	0	34	0	0	0	0
合計	1,428	1,253	1,274	3,955	2,039	1,390	2,205	5,634	4,742	5,043	3,769	13,554	2,124	10	140	2,274	100	45	16	161

9. 保 険 医 療 機 関 等 取 消 等 状 況

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
	名 称	区分	指 定 取 消 (相当) 年月日	返 還 額	主 な 事 故 内 容	氏 名	登 録 取 消 (相当) 年月日
北 海 道	医療法人社団鶴癒会新川病院 (H23. 7. 31廃止)	医	(H23. 9. 9)	223,080千円	その他請求	-	-
北 海 道	遠藤内科医院 (H22. 9. 21廃止)	医	(H24. 2. 27)	12,156千円	架空請求、その他請求	藤井 伸一	H24. 3. 7
北 海 道	真駒内クリニック (H23. 9. 30廃止)	医	(H24. 2. 27)	24,488千円	架空請求、付増請求、 その他請求	藤井 伸一	H24. 3. 7
北 海 道	琴似クリニック	医	H24. 3. 7	307千円	架空請求、付増請求、 その他請求	-	-
北 海 道	医療法人社団平岡医院	医	H24. 3. 23	3,789千円	架空請求、付増請求、 振替請求	-	-
北 海 道	縄田屋歯科	歯	H24. 2. 20	3,887千円	架空請求、付増請求、 振替請求、その他請求	縄田屋 松雄	H24. 2. 20
北 海 道	野幌歯科	歯	H24. 2. 20	精査中	付増請求、振替請求、 その他請求	野呂 雅之	H24. 2. 20
宮 城	宮城島整形外科医院	医	H23. 10. 1	精査中	付増請求	宮城島 純	H23. 10. 1
宮 城	川崎こころ病院 (H23. 5. 31廃止)	医	(H23. 10. 1)	精査中	その他請求	-	-
宮 城	坂本記念木町通整形外科 (H21. 6. 30廃止)	医	(H24. 3. 16)	精査中	付増請求	-	-
宮 城	伊藤記念片平丁整形外科 (H22. 3. 31廃止)	医	(H24. 3. 16)	精査中	付増請求	-	-
宮 城	千葉記念宮町整形外科 (H22. 8. 26廃止)	医	(H24. 3. 16)	精査中	付増請求	-	-
宮 城	若林歯科クリニック	歯	H24. 3. 19	精査中	付増請求	佐藤 峰美	H24. 3. 19
宮 城	あるびす歯科クリニック	歯	H24. 3. 19	精査中	二重請求	梅津 文夫	H24. 3. 19
秋 田	塩越調剤薬局 (H21. 4. 28廃止)	薬	(H23. 7. 13)	965千円	その他請求	-	-
栃 木	医療法人仁恵会小山眼科	医	H23. 10. 21	精査中	架空請求、付増請求	齊藤 春和	H23. 10. 21
埼 玉	池田ひばり通り歯科 (H23. 12. 31廃止)	歯	(H24. 1. 25)	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求	池田 毅一郎	H24. 1. 25
千 葉	松井歯科医院 (H22. 2. 28廃止)	歯	(H23. 4. 21)	精査中	監査拒否	松井 卓	H23. 4. 21
東 京	甲田歯科医院 (H20. 8. 24廃止)	歯	(H23. 8. 12)	精査中	付増請求、振替請求	甲田 和行	H23. 8. 12
東 京	布田デンタルクリニック	歯	H23. 12. 23	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求	田中 淳治	H23. 12. 23
新 潟	みるら神経内科・心療内科 (H24. 2. 29廃止)	医	-	-	-	矢沢 隆夫	H24. 3. 1
新 潟	新潟万代医院歯科 (H22. 12. 1廃止)	歯	(H24. 1. 25)	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求	赤柴 俊也	H24. 1. 25
石 川	斉藤歯科医院 (H22. 3. 23廃止)	歯	(H23. 7. 19)	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求	斉藤 嗣人 (H22. 9. 20登録抹消)	(H23. 7. 19)
静 岡	鈴木歯科クリニック	歯	H23. 4. 12	2,734千円	付増請求、振替請求、 二重請求、その他請求	鈴木 晴治	H23. 4. 12
静 岡	こころ歯科	歯	H23. 6. 14	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求、その他請求	谷口 恵一	H23. 6. 14
愛 知	森島歯科	歯	H23. 4. 12	3,564千円	付増請求、振替請求、 その他請求	森島 孝史	H23. 4. 12
愛 知	マモル歯科医院	歯	H23. 12. 15	1,350千円	付増請求、振替請求、 その他請求	鈴木 衛	H23. 12. 15

都道府県名	保 険 医 療 機 関 等					保 険 医 等	
	名 称	区分	指 定 取 消 (相当) 年月日	返 還 額	主 な 事 故 内 容	氏 名	登 録 取 消 (相当) 年月日
福 井	医療法人橋本整形外科 (H23. 7. 31廃止)	医	(H23. 8. 12)	44,990千円	架空請求、付増請求、 振替請求、その他請求	橋本 一彦	H23. 8. 12
福 井	みやま歯科医院	歯	H24. 2. 3	187千円	付増請求、振替請求	戸田 秀樹	H24. 2. 3
滋 賀	田中歯科医院 (H21. 6. 30廃止)	歯	(H23. 10. 1)	精査中	監査拒否	田中 昭	H23. 10. 1
京 都	医療法人朗友会さいわい病院 (H23. 9. 15廃止)	医	(H23. 11. 7)	精査中	その他請求	-	-
京 都	第二京都回生病院 (H24. 2. 29廃止)	医	(H24. 3. 19)	精査中	その他請求	-	-
京 都	ながしま歯科医院 (H22. 11. 30廃止)	歯	(H23. 12. 26)	808千円	付増請求、振替請求、 その他請求	長島 滋	H23. 12. 26
大 阪	ハッピー薬局	薬	H23. 10. 11	精査中	その他請求	-	-
兵 庫	片岡クリニック (H23. 5. 18廃止)	医	(H23. 12. 2)	286千円	付増請求	片岡 三朗 (H23. 5. 18登録抹消)	(H23. 12. 2)
兵 庫	鈴木クリニック (H23. 5. 30廃止)	医	(H24. 3. 30)	精査中	振替請求	-	-
兵 庫	野田歯科医院 (H21. 7. 15廃止)	歯	(H24. 1. 31)	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求	野田 剛正 (H21. 8. 1登録抹消)	(H24. 1. 31)
奈 良	大和アイクリニック (H22. 10. 31廃止)	医	(H24. 3. 2)	精査中	振替請求	-	-
岡 山	岡山ファミリー歯科 (H22. 12. 28廃止)	歯	(H24. 2. 20)	精査中	監査拒否	小林 良一	H24. 2. 20
愛 媛	とべ整形外科 (H22. 6. 30廃止)	医	(H23. 10. 3)	精査中	振替請求、その他請求	浦岡 秀明	H23. 10. 3
福 岡	大塩メンタルクリニック	医	H23. 4. 1	精査中	架空請求、付増請求	大塩 寛	H23. 4. 1
福 岡	大濠公園けんこう薬局	薬	H23. 4. 1	精査中	架空請求、付増請求	坂田 久美子	H23. 4. 1
福 岡	大濠調剤薬局 (H20. 4. 2廃止)	薬	(H23. 4. 1)	精査中	架空請求、付増請求、 その他請求	中田 満喜子、大塚 淳	H23. 4. 1
長 崎	医療法人皓歯会岩本歯科	歯	H24. 2. 28	精査中	付増請求、振替請求、 二重請求、その他請求	岩本 憲一	H24. 2. 28
熊 本	真鍋歯科医院	歯	H24. 2. 28	精査中	架空請求、付増請求、 振替請求、二重請求	真鍋 嘉之	H24. 2. 28
沖 縄	坂田内科	医	H23. 10. 25	29,889千円	振替請求、その他請求	上原 益彦	H23. 10. 25
○保険医療機関等		指定取消	指定取消相当	○保険医等		登録取消	登録取消相当
医 科		6件	14件	医 師		9人	1人
歯 科		12件	9件	歯 科 医 師		19人	2人
薬 局		2件	2件	薬 剤 師		3人	0人
計		20件	25件	計		31人	3人

※ 保険医療機関等取消(相当)年月日及び保険医等取消(相当)年月日のうち、括弧書きで記載した年月日については、取消相当年月日である。
※ 返還額は、平成24年10月末に各地方厚生(支)局より報告を受けているものである。

- (参考) 1. 架空請求…… 実際に診療を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月については架空請求となる。
2. 付増請求…… 診療行為の回数(日数)、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。
3. 振替請求…… 実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に替えて請求すること。
4. 二重請求…… 自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。
5. その他請求… ①医師数、看護師数等の標欠、②定数超過入院、③非保険医の診療、非医師の診療、業務上の傷病についての診療に関して請求すること、④保険医療機関以外の場所での診療に関して請求すること、⑤診療報酬点数表で請求できないこととされている診療行為(押し掛け往診、健康診断、無診察投薬等)に関して請求すること、⑥自己診療に関して請求すること等。

10. 保険医療機関等の取消等に係る主な事例

【 医 科 】

保険医療機関等名	不正の区分	返 還 金 額	不 正 の 内 容 等
(北海道) 医療法人社団鶴癒 会新川病院 (H23.7.31 廃止)	その他請求	223,080千円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 監査に至った経緯 北海道厚生局に対し、「特殊疾患病棟入院料1について、病床の面積基準を満たしていないにもかかわらず届出し算定している。」との情報提供があったため、個別指導を実施したところ、虚偽の届出による診療報酬の不正請求が強く疑われたことから、監査を実施した。 2. 監査結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特殊疾患病棟入院料1の施設基準である病棟床面積が患者一人あたり16㎡以上という要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の届出を行い、特殊疾患病棟入院料1を算定し、診療報酬を不正に請求していた 等 3. 処分等 平成23年9月9日 保険医療機関の指定取消相当
(福井県) 医療法人橋本整形 外科 (H23.7.31 廃止)	架空請求 付増請求 振替請求 その他請求	44,990千円	<ol style="list-style-type: none"> 1. 監査に至った経緯 近畿厚生局福井事務所に対し、「診察を受けずに受付事務職員が処方せんを交付し、診療報酬を算定していた。」等との情報提供があったため、個別指導を実施したところ、診療録と診療報酬明細書の記載が相違していたため事実確認をする必要があり指導を中断し、患者調査を実施した。 患者調査を実施したところ、初診日等に慢性疼痛疾患管理料を算定しているにもかかわらず、同日以降、当該月の再診時には算定できない診療報酬を算定していることが判明し、診療報酬の不正請求が強く疑われたことから、監査を実施した。 2. 監査結果 <ul style="list-style-type: none"> ・ 慢性疼痛疾患管理料の算定日を置き換え、外来管理加算、消炎鎮痛等処置を算定し、診療報酬を不正に請求していた 等 3. 処分等 平成23年8月12日 保険医療機関の指定取消相当、保険医の登録取消

【 歯 科 】

保険医療機関等名	不正の区分	返 還 金 額	不 正 の 内 容 等
(北海道) 縄田屋歯科	架空請求 付増請求 振替請求 その他請求	3,887千円	<p>1. 監査に至った経緯 北海道厚生局に対し、不正請求の情報提供があったため、個別指導を実施したところ、診療内容及び診療報酬請求に関して不正及び不当が疑われたため、個別指導を中止し、患者調査を行うこととした。 患者調査を実施したところ、診療内容及び診療報酬請求に関して不正請求及び不当請求が強く疑われたことから、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者が来院していない月に受診して保険診療したように装い、診療報酬を不正に請求していた ・ 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を不正に請求していた ・ 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の保険診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた 等 <p>3. 処分等 平成24年2月20日 保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消</p>
(愛知県) 森島歯科	付増請求 振替請求 その他請求	3,564千円	<p>1. 監査に至った経緯 個別指導を実施したところ、診療録と診療報酬明細書及び関係書類との不一致等、診療内容及び診療報酬請求に関して不正が疑われたため、個別指導を中断し、患者調査を行うこととした。 患者調査を実施したところ、診療内容及び診療報酬請求に関して不正請求が強く疑われたことから、監査を実施した。</p> <p>2. 監査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実際に行った保険診療に行っていない保険診療を付け増して、診療報酬を請求していた ・ 実際に行った保険診療を保険点数の高い別の保険診療に振り替えて、診療報酬を不正に請求していた ・ 保険適応外（保険で認められない）のブリッジについて保険適応のブリッジを製作、装着したかのように装い診療報酬を不正に請求していた 等 <p>3. 処分等 平成23年4月12日 保険医療機関の指定取消、保険医の登録取消</p>

※ 返還金額は、平成24年10月末に各地方厚生(支)局より報告を受けているものである。

(用語解説)

I 全般的事項

1 保険医療機関等

保険医療機関及び保険薬局の総称。医療機関または調剤薬局の申請に基づき、地方厚生(支)局長が指定する。指定を受けることにより、いわゆる保険診療を提供できることとなる。

2 保険医等

保険医及び保険薬剤師の総称。医師、歯科医師または薬剤師の申請に基づき、地方厚生(支)局長が登録する。登録を受けることにより、いわゆる保険診療に従事できることとなる。

3 不正請求

診療報酬の請求のうち、詐欺や不法行為に当たるもの。架空請求、付増請求、振替請求、二重請求、その他の請求に区分される。

① 架空請求

実際に診療を行っていない者につき診療をしたごとく請求すること。診療が継続している者であっても当該診療月に診療行為がないにもかかわらず請求を行った場合、当該診療月分については架空請求となる。

② 付増請求

診療行為の回数(日数)、数量、内容等を実際に行ったものより多く請求すること。

③ 振替請求

実際に行った診療内容を保険点数の高い他の診療内容に替えて請求すること。

④ 二重請求

自費診療を行って患者から費用を受領しているにもかかわらず、保険でも診療報酬を請求すること。

⑤ その他請求

- a 医師数、看護師数等が医療法の標準数を満たしていないにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- b 入院患者数の平均が基準以上であるにもかかわらず、入院基本料を減額せずに請求した場合
- c 施設基準の要件を満たしていないにもかかわらず、虚偽の届出を行った場合
- d 保険診療と認められないものを請求した場合(患者の依頼のない往診、健康診断、無診察投薬、自己診療等)等。

4 不当請求

診療報酬の請求のうち、算定要件を満たしていない等、その妥当性を欠くもの。

例:「指導の要点」を診療録(カルテ)に記載することを条件に算定が認められている診療報酬について、カルテに指導の要点を記載していない。

5 返還金額

個別指導、新規個別指導、適時調査または監査の結果、不正請求または不当請求が確認された場合に、同様の事故について保険医療機関等において自主点検のうえ地方厚生(支)局に提出した返還同意書に記載された金額。(ただし、新規個別指導については、指導時に指摘した金額のみ)本資料における返還金額は、例えば指導に関するものであれば、次の額の合計額となる。

- ・ 平成23年度に個別指導または新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自主点検結果について、平成24年10月末までに地方厚生(支)局において返還同意書を受領したたもの
- ・ 平成22年度以前に個別指導または新規個別指導を行ったもののうち、保険医療機関等が実施した自主点検結果について、平成24年10月末までに地方厚生(支)局において返還同意書を受領したもの(平成23年11月末までに確認が完了していたものを除く。)

II 指導関係

1 指導

保険医療機関等、保険医等に対して、保険診療・保険調剤の質的向上及び適正化を図ることを目的として、療養担当規則等に定められている診療方針、診療報酬・調剤報酬の請求方法、保険医療の事務取扱等について周知徹底する。(健康保険法第73条等)

実施対象や方法等により集団指導、集団的個別指導、個別指導に分類される。

2 個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて又は当該保険医療機関等において個別に面接懇談方式により行う。なお、個別指導にはこのほか、厚生労働省が主体となって実施する(特定)共同指導がある。

なお、指導完了後、その内容に応じ、必要な措置(経過観察・再指導・要監査)が採られる。

3 新規個別指導

個別指導のうち、新たに指定された保険医療機関等を対象として行われるもの。

4 集団的個別指導

指導の一類型であり、地方厚生(支)局及び都道府県が共同で指導対象となる保険医療機関等を一定の場所に集めて個別に簡便な面接懇談方式により行う。

III 適時調査関係

1 施設基準

一定の人員要件や設備要件を充足している場合に、地方厚生(支)局長へ所定の届出を行うことにより、診療報酬の算定において通常よりも高い点数が算定可能となるもの。具体的には、看護師の配置を手厚くすることにより算定が認められる入院基本料等、約300種類の施設基準がある。

2 適時調査

施設基準を届け出ている保険医療機関等について、地方厚生(支)局が当該保険医療機関等に直接赴いて、届け出られている施設基準の充足状況を確認するために行う調査。

IV 監査関係

1 監査

保険医療機関等の診療内容又は診療報酬の請求について、不正又は著しい不当が疑われる場合等において、的確に事実関係を把握するために行う(健康保険法第78条等)

なお、監査完了後、確認された事実に応じ、必要な措置(取消処分・戒告・注意)が採られる。

本資料における監査件数(人数)は、平成23年度中に1回以上、監査を実施した保険医療機関等(保険医等)の件数(人数)を計上している。

2 取消

監査後に採られる行政上の措置の一つ。保険医療機関等の指定取消処分及び保険医等の登録取消処分のことであり、次のいずれかに該当する場合に取消処分の対象となる。

- ① 故意に不正又は不当な診療を行った場合
- ② 故意に不正又は不当な診療報酬の請求を行った場合
- ③ 重大な過失により、不正又は不当な診療をしばしば行った場合
- ④ 重大な過失により、不正又は不当な診療報酬の請求をしばしば行った場合

取消処分を受けると、その旨が公表されるほか、原則として5年間、保険医療機関等の再指定及び保険医等の再登録を受けることができないこととなる。

3 取消相当

本来、取消処分(保険医療機関等の指定取消、保険医等の登録取消)を行うべき事案について、保険医療機関等が既に廃止され、又は保険医等が既にその登録を抹消している等のため、これら行政処分を行えない場合に行われる取扱いであり、取消処分の場合と同様、取消相当である旨が公表されるほか、原則として5年間、再指定(再登録)を受けることができないこととなる。